

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面：「マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款」

改訂日：令和3年2月22日改訂

旧	新
<p>●第6条 口座番号・パスワードの管理</p> <p>(1)FX取引のためのFX取引口座開設完了後、マネーパートナーズはお客様に口座番号およびパスワードを通知し、通知後の口座番号およびパスワードの管理は、お客様がその責任において行う。</p> <p>●第30条 契約約款等の変更</p> <p>(1)契約約款等は法令等の変更、監督官庁の指示、その他マネーパートナーズの必要が生じたときは改訂することができる。</p> <p>(2)契約約款等の改訂がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たな義務を課すものであったときには、マネーパートナーズのホームページ上で通知するなど、マネーパートナーズの定める方法により通知する。</p> <p>(3)前項の通知は変更の内容が軽微であると判断される場合は、お客様のマネーパートナーズ会員画面への連絡による方法にかえることができるものとする。</p> <p>(4)契約約款等の変更に興議ある場合は変更の通知から15日以内にマネーパートナーズに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客様はその変更同意したものとして取り扱う。</p> <p>(5)前項に関わらず、変更の通知後にお客様が当該変更に係るFX取引の建玉の反対売買以外の取引を行った場合は、契約約款等の変更同意したものとみなす。</p> <p>マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款改訂記録</p> <p>&lt;追記&gt;</p>	<p>●第6条 口座番号・パスワードの管理</p> <p><u>(1)口座番号およびパスワードの管理は、お客様がその責任において行うこととする。</u></p> <p>●第30条 <u>約款の変更</u></p> <p><u>本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがある。改訂を行う旨及び改訂後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知するものとする。</u></p> <p>マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款改訂記録</p> <p><u>令和3年2月22日改訂</u></p>